

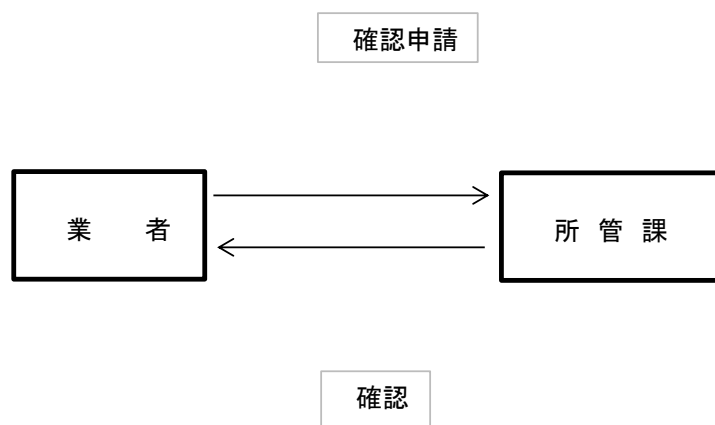
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請	
処 分 の 概 要	一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を行う。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第9条第5項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第3項の基準に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第9条第5項 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第5条の5の2 法第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 設置の場所 3 許可の年月日及び許可番号 4 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 5 埋立地の面積及び埋立ての深さ 6 埋立処分の方法 7 埋立処分開始年月日 8 埋立処分終了年月日 9 悪臭の発散の防止に関する措置の内容 10 火災の発生の防止に関する措置の内容 11 ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容 12 地下水等(最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定により採取された地下水等をいう。第五条の十の二において同じ。)の水質の状況 13 埋立地の保有水等(最終処分基準省令第一条第三項第六号の規定により集められた保有水等をいう。第五条の十の二において同じ。)の水質の状況 14 埋立地からのガスの発生の状況 15 埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況 16 埋立地の覆い(最終処分基準省令第一条第二項第十七号の規定による覆いをいう。第五条の十の二において同じ。)の概要 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。